

令和3年度焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、未整備区域において浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則(昭和60年焼津市規則第1号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上で、かつ、放流水のBODが日間平均値で1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされるものをいう。
- (3) 浄化槽設置工事費 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費(流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く)をいう。
- (4) 宅内配管工事費 浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費をいう。
- (5) 公共下水道事業計画区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条の規定により定めた事業計画の区域をいう。
- (6) 未整備区域 公共下水道事業計画区域のうち、次のいずれかに掲げる区域をいう。

ア 石津向町、石津中町、石津港町及び下小田中町の区域

イ 小川3229の1番地、3300の1番地から3346番地まで、3363の1番地、3364番地から3367の1番地まで、3367の3番地から3372の1番地まで、3373の1番地から3373の3番地まで、3374番地、3378の1番地、3379の1番地、3379の6番地、3382の1番地、3382の10番地、3394の1番地、3394の2番地、3394の4番地から3395の1番地まで及び3395の3番地から3396の2番地までの区域

ウ 石津1114の2番地から1114の4番地まで、1115の3番地から1115の5番地まで、1117の2番地、1118の1番地から1120の4番地まで、1121の2番地から1126の5番地、1127の1番地から1127の10番地まで、1128の2番地から1128の17番地、1128の20番地から1128の22番地まで、2203番地、2204の2番地、2204の4番地、2204の5番地、2204の7番地、2204の9番地、2204の22番地及び2204の30番地の区域

エ 志太広域都市計画事業会下ノ島石津土地区画整理事業の事業区域

オ 志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の事業区域のうち  
第37街区、第38街区、第149街区から第160街区まで、第167街区、第168  
街区及び第257街区の区域

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる地域は、未整備区域とする。

2 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 住宅（小規模店舗等を併設し、居住のために供する面積が床面積の2分の1以上であるものを含む。以下同じ。）を建築し、浄化槽を設置する者

(2) 既設の住宅用の単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽を浄化槽に設置替えしようとする者

(3) 平成31年3月31日以前に住宅用の浄化槽を設置した者で、住宅を建築し、浄化槽を設置する者又は既設の住宅用の浄化槽に替えて新たに浄化槽を設置しようとする者

3 補助の対象となる浄化槽は、環境省の定める国庫補助指針に適合するものとして全国浄化槽推進市町村協議会の登録を受けた浄化槽で10人槽以下のものとし、1家庭につき1基とする。

(補助金の交付)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出をしないで浄化槽を設置する者

(2) 販売の目的で浄化槽付きの住宅を建築する者

(3) 貸家を目的に浄化槽付きの住宅を建築する者

(4) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(5) この要綱による補助金以外に補償金等の交付を受けて浄化槽を設置する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用とする。ただし、別表の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。

2 建築確認申請を要しない増改築等により、住宅用単独処理浄化槽を浄化槽に設置替えするときは、宅内配管工事に要する費用として20万円を超えない範囲の金額を加算する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金に係る工事の着手前に、焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 建築確認済証の写し又は浄化槽設置届出書の写し

(2) 設置場所が確認できる地図

- (3) 平面位置図及び配置配管図
- (4) 浄化槽設置工事費の見積書の写し
- (5) 宅内配管工事費の見積書の写し（建築確認申請を要しない増改築等により、住宅用単独処理浄化槽を浄化槽に設置替えするとき）
- (6) 浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- (7) 浄化槽の仕様書の写し
- (8) 小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となる浄化槽にあつては、当該制度に基づく保証登録証
- (9) 既設の住宅の建築検査済証の写し又は既設の住宅の建築年のわかる書類の写し（第3条第2項第3号の規定により補助金の交付を受けようとする場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付が適当でないと認めるときは焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 次に掲げる事項は、交付の決定をする条件となるものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (2) 補助事業により効用の増加した不動産及び従物については、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより、収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- (4) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（変更等承認申請等）

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けた後に補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金変更等承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、これを承認したときは、焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金変更等承認通知書（第5号様式。以下「変更等承認通知書」という。）により補助対象者に通知する。

3 交付決定者は、補助事業の予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

（施工状況の現場確認）

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。ただし、他の方法により確認できるものを除く。

（実績報告書）

第10条 交付決定者は、補助事業の完了の日（第8条第2項の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、変更等承認通知書の送達があった日）から1月以内又は当該補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金実績報告書（第6号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽設置工事費の請求書の写し

(2) 宅内配管工事費の請求書の写し

(3) 浄化槽法第7条第1項に基づく検査に係る依頼書の写し

(4) 浄化槽法第11条第1項に基づく検査に係る契約書の写し

(5) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことのできることを証明する書類の写し）

(6) 設置工事の確認検査表

(7) 設置工事の工程写真

(8) 確認表（完了時）

(9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に対し、焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金交付確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による確定通知を受けた者は、速やかに所定の請求書により市長に補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(処理施設の維持管理)

第15条 浄化槽を設置した者は、定期的に維持管理を行い、排水浄化に努めなければならない。

- 2 浄化槽を設置した者は、当該浄化槽を浄化槽法に基づき定期的に点検し、及び清掃しなければならない。
- 3 浄化槽を設置した者は、浄化槽法第7条及び第11条による水質に関する検査を定期的に受けなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

別表（第5条関係）

補助対象者	補助限度額
下記に該当する者以外の者	200,000円
建築確認申請を要しない増改築等により、住宅用単独処理浄化槽を浄化槽に設置替えする者	450,000円
平成31年3月31日以前に住宅用浄化槽を設置した者で、住宅の建築に伴い浄化槽を設置する者又は既設の浄化槽に替えて新たに浄化槽を設置する者	300,000円

第1号様式（第6条関係）

焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

〒 ー

申請者 住所

フリガナ  
氏名

印

電話 ( ) ー

浄化槽設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

浄化槽の設置場所	焼津市	
補助の該当区分	1 住宅の建築に伴う浄化槽の新設 2 住宅用の単独処理浄化槽に替えて浄化槽を設置 3 住宅用のくみ取式便槽に替えて浄化槽を設置 4 平成31年3月31日以前に住宅用浄化槽を設置した者が、新たに浄化槽を設置	
浄化槽の種類及び構造	種 類	
	メーカー名・型式	
	容量又は人槽	
	処 理 方 式	
延 床 面 積	㎡ (うち居住部分 ㎡)	
家 族 人 員	人 (実使用人数を記載のこと。)	
施 工 業 者	(所在地) (氏名又は名称) (電 話)	
着工(予定)年月日	年 月 日	
使用開始(予定)年月日	年 月 日	
放 流 先	1側溝 2河川 ( ) 3排水路 4用水路 5 ( )	
補助金申請額	円	

(添付書類)

- |   |  |
|---|--|
| 1 <input type="checkbox"/> 建築確認済証(写)又は浄化槽設置届出書(写)             | 9 <input type="checkbox"/> その他(下記の①~⑥)                   |
| 2 <input type="checkbox"/> 設置場所が確認できる地図                       | ① <input type="checkbox"/> 誓約書                           |
| 3 <input type="checkbox"/> 平面位置図及び配置配管図                       | ② <input type="checkbox"/> 覚書(写)                         |
| 4 <input type="checkbox"/> 浄化槽設置工事費の見積書(写)                    | ③ <input type="checkbox"/> 浄化槽設備士免状(写)                   |
| 5 <input type="checkbox"/> 宅内配管工事費の見積書(写)<br>(単独処理浄化槽からの設置替え) | ④ <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止届(写)<br>(単独処理浄化槽からの設置替え) |
| 6 <input type="checkbox"/> 浄化槽登録証(写)及び登録浄化槽管理票C票              | ⑤ <input type="checkbox"/> 賃貸人の承諾書                       |
| 7 <input type="checkbox"/> 浄化槽の仕様書(写)                         | ⑥ <input type="checkbox"/> 建築検査済証(写)又は建築年のわかる書類(写)       |
| 8 <input type="checkbox"/> 小型合併処理浄化槽機能保証登録証                   |  |

第2号様式（第7条関係）

焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金交付決定通知書

焼 一 号  
年 月 日

様

焼津市長

印

年 月 日付けで申請のありました焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件
  - (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。
  - (2) 補助事業により効用の増加した不動産及び従物については、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
  - (3) 本年度3月末までに事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て承認を受けること。
  - (4) 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に承認を得ること。
    - ア 補助事業の内容を変更するとき。
    - イ 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
  - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けること。
- 3 実績報告

補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知の送達があつた日から起算して1月を経過した日）又は補助金交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日まで、実績報告書を市長に提出すること。

第3号様式（第7条関係）

焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金不交付決定通知書

焼 一 号  
年 月 日

様

焼津市長

印

年 月 日付で申請のありました焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

不交付の理由

第4号様式（第8条関係）

焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者 住所 〒 ー

フリガナ  
氏名 ㊟

電話（ ） ー

年 月 日付け焼 ー 号により交付決定を受けた焼津市  
公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金について、申請内容を下記のと  
おり変更したいので申請します。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

（理由）

第5号様式（第8条関係）

焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金変更等承認通知書

焼 一 号  
年 月 日

様

焼津市長

印

年 月 日付で申請がありました焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金の変更等の申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金申請内容の変更

2 補助事業の中止

第6号様式（第10条関係）

焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金実績報告書

年 月 日

〒 ー

(宛先) 焼津市長

申請者 住所

フリガナ 氏名 ⑩

電話 ( ) ー

年 月 日付け焼 ー ー 号により補助金の交付決定を受けた浄化槽の設置が完了したので届け出ます。

補助金交付決定額				
浄化槽の設置場所	焼津市			
浄化槽の種類及び構造	種 類			
	メーカー名・型			
	容量又は人槽			
	処 理 方 式			
着 手 日	年 月 日			
完 了 日	年 月 日			
事 業 経 費	総額（税込み）	補 助 金	自 己 資 金	そ の 他
施 工 業 者	(所 在 地) (氏名又は名称) (電 話)			
保 守 点 検 業 者	(所 在 地) (氏名又は名称) (電 話)			

(添付書類)

- |   |  |
|---|--|
| 1 <input type="checkbox"/> 浄化槽設置工事費の請求書(写)                    | 5 <input type="checkbox"/> 浄化槽保守点検契約書(写) |
| 2 <input type="checkbox"/> 宅内配管工事費の請求書<br>(写)(単独処理浄化槽からの設置替え) | 6 <input type="checkbox"/> 設置工事の確認検査表    |
| 3 <input type="checkbox"/> 浄化槽法第7条検査依頼書(写)                    | 7 <input type="checkbox"/> 設置工事の工程写真     |
| 4 <input type="checkbox"/> 浄化槽法第11条検査契約書(写)                   | 8 <input type="checkbox"/> 確認表(完了時)      |

第7号様式（第11条関係）

焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金交付確定通知書

焼 ー 号  
年 月 日

様

焼津市長 印

年 月 日付け焼 ー 号により交付決定をした焼津市公共下水道事業計画未整備区域浄化槽設置補助金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |